

令和2年6月

売買参加者の皆さまへお知らせ

売買参加者承認の更新手続きが必要となります！

令和2年6月21日に福岡市中央卸売市場業務条例及び福岡市中央卸売市場業務条例施行規則が改正施行されます。

令和2年6月20日時点で売買参加者として承認を受けている皆さまは、

「令和2年6月21日から令和3年3月31日」を有効期間として、新制度における売買参加者（みなし）として承認されますが、**令和3年4月1日以降に売買参加者としての承認の更新を希望する方は、更新手続きが必要**です。

更新手続きにつきましては、令和2年11月頃、各売買参加者の皆さまへ個別に郵送にて案内いたしますので、ご確認をお願いいたします。

ご不明な点などにつきましては、下記までお問い合わせください。

～お問い合わせ先～

福岡市農林水産局市場課 092-711-6404

福岡食肉市場株式会社 092-641-6135